



テミス通信

第 41 号 / 2019年9月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



富士山 五合目

万年筆を買いました。古いものが、手に合わなくなってきたのです。
店頭で一時間程かけて、軽い、重い、細い軸、太い軸、中字、細字、メーカーの違いと
いった説明を聞きながら試し書きをし、私の一本を選びました。
手入れの仕方、インクの寿命、そこからインクを入れる量は・・・
メンテナンス方法まで、こんなに詳しく万年筆について教わったのは初めてです。
奥の深いものですね。

暑さが残るとはいえ、気持ちはそろそろ秋本番。
秋の草花を刷った葉がきを求めて、さてさて・・・。

テミス通信、第41号をお届けします。

(佐井恵子)

仕事で旧姓を使用している女性に朗報！！

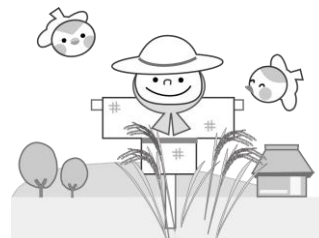
住民基本台帳法施行令等が改正されました。

旧姓を住民票、マイナンバーカード等に併記することができるようになります。

正式名称として契約に使用したり、

就職や職場等での身分証明として使用することができます。

令和元年11月5日スタート！



通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。

～ 本当の親子になりたい ～ 「特別養子縁組制度」

現在、望まない妊娠や虐待、親の病気、経済的理由といった事情で、親が養育できず養護施設等にいる子どもは、46000人と言われています。痛ましい子どもの虐待事件について、報道は後を絶ちません。このような子どもたちの問題は、裏を返せばその親の問題であり、社会が、子育てについて、できるだけ沢山の支援の選択肢を用意して、親が自ら選び取るようにすることが望まれます。

「自ら育てる」、親族が育てる「親族里親」、他人が他人のまま家庭で育てる「里親」、お正月・夏休みなどに一時的に子どもを預かる「季節・週末里親」を利用する、「一時的に施設」に入れる、「養子縁組」に出すといった方法が考えられます。欧米では、施設よりも家庭で育てる里親が主流となっています。日本においても、家庭的な養育環境をより多くの子どもたちに提供する事を目指して、養子縁組の中でも「特別養子縁組」(1987年に創設され、年間500～600組が成立)を促進しようと、その要件を緩和する改正が令和元年6月7日になされ、1年以内実施されます。

特別養子縁組制度とは

特別養子縁組制度は、「子どもの福祉や利益を図ることを目的」にした養子制度で、子の対象年齢を原則として6歳未満としていました。実際に、あっせん活動をする民間団体への実親からの最初のコンタクトは、妊娠してしまったことの相談が多く、一方、養親となる夫婦の多くは、不妊治療経験者であることが多いところから、特別養子縁組が成立した圧倒的多数は0歳児から2歳児となります。しかしながら、児童福祉の現場からの、年長の児童についてこの制度を利用できないという声に応え、改正法では、15歳未満の子に対象を拡大しました。

また、家庭裁判所の手続を合理化して、養親となる者の負担軽減を図っています。養親は25歳以上の夫婦に限定され、パートナーや同性婚、単身者には認められていません。

その他にも、特別養子縁組をするには、

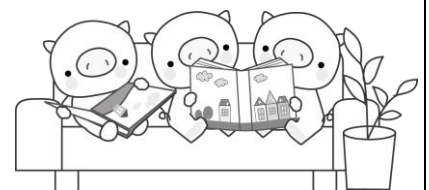
- 1) 実親に何らかの事情があり、子どもの養育監護が明らかに困難である場合
- 2) 児童相談所も関与して、家庭裁判所が、実親による養育状況、実親の同意の有無を判断し、
- 3) 親となる者は研修を受け、6ヶ月間の試験養育期間を経てマッチングの状況をみた上で家庭裁判所の審判が確定して、成立となります。

普通の「養子縁組」との違い

合意があれば、市町村に届けて成立する普通の養子縁組とは違い、時間がかかり、縁組まで家庭裁判所が関与しますが、特別養子縁組の成立により、実の親やその親族との関係はリセットされ、一切の関係は断ち切られます。実親の気持ちが変わって、子どもを探そうとしても探せません。代わって養親は、親権、監護権を持ち、実親と変わらぬ強固な親子関係を築くこととなります。普通の養子は合意で離縁できますが、特別養子では、原則として、離縁はできません。

また、戸籍上も、普通の養子では、親の欄には実の父母と養父養母の氏名が並記され、続柄には

「養子」と記載されますが、特別養子においては、親の欄には父母として養親の氏名を、続柄は「長男」「長女」等とのみ記載され、実の子と同じ扱いとなります。もちろん、子どもが大きくなって、自らが実の親を知りたいという権利は尊重されます。



また、趣は異なりますが、この制度は再婚配偶者の連れ子養子にも適用できますので、改正法実施後は、15歳までの連れ子にも、普通の養子縁組だけでなく特別養子縁組という選択肢が増えることとなります。

血縁を重要視する日本において、特別養子縁組が急激に普及するとは思いませんが、特別養子縁組は、「本当の親子になりたい」と強く求める親にとっても、また厳しい状況にいる子どもにとっても、一気に場面転換できる制度です。必要な人に、この制度が届くことを、そして、一組でも利用者が増えることを期待してやみません。



(佐井恵子)

取締役の報酬、退職金って誰が決めるの??

役員報酬、退職金の決め方についてよく質問を受けます。
悩みを抱えた社長の質問に司法書士がアドバイスしています…

社 長：取締役の報酬額はどのように決定したらいいのでしょうか??

司法書士：『取締役の報酬、賞与、その他職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益』は『報酬額』として、①定款に定めるか、②定款に定めがないときは、株主総会の決議によって定めることとされています（会社法 361 条 1 項）。取締役自らが自分たちの報酬等を決定できるとすれば、報酬額を不当に大きくするお手盛りの危険性があるからです。

社 長：そういえば、当社の定款には「取締役の報酬は株主総会の決議によって定める」と記載がありました。

司法書士：定款で取締役の報酬を決める方法ですが、報酬変更の必要がある場合、

その都度、定款変更の手続きを経なければならない、

経営状態に応じた迅速な対応ができないため、ほとんど採用されていません。したがって、御社のように株主総会の決議で取締役の報酬を決める会社がほとんどです。



社 長：それでは、個々の取締役の具体的な報酬額も株主に開示しなければならないのですか??

司法書士：個々の取締役への配分額まで、株主総会で決議する必要はなく、取締役会設置会社であれば、株主総会の決議で報酬の総額を決めれば、個々の配分額を、取締役会に一任することは可能ですし、取締役会非設置会社においても、代表取締役に一任できると解されています。実務的には、この方法を採用している会社が多数です。

社 長：では、退任する取締役に退職慰労金を支給する場合にも、株主総会の決議により、具体的な金額決定を取締役に委任することは許されるのでしょうか。

司法書士：退職慰労金の金額の決定は、定款の定めがあればそれに従い、定めがない場合には株主総会の決議で決定することになります。先程の報酬の決め方と一緒にですね。

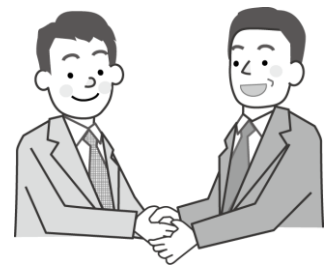
司法書士：こちらもお手盛り防止という観点から、**株主総会で退職慰労金の金額等に関する決議をする場合**、①会社の業績、退職役員の勤続年数、担当業務、功績の軽重等から一定の支給基準が確立されており、②その基準が株主に推知しうるものであって、③これに従った範囲内で退職慰労金の額を決定することが明示的または黙示的に決議されている場合には、退職慰労金の金額、時期および方法等を取締役に一任する旨の決議も有効と考えられています（最判昭和39年12月11日）。

司法書士：②の株主らが推知しうる方法としては、退職慰労金規程を本店に備え付け、株主が閲覧可能な状態にしておくことなどが考えられます。なお、株主総会で株主から質問があった場合、この基準について説明しなければなりません。

社長：役員報酬も退職金も、株主の了承が大事ということですね。

司法書士：中小企業においては、退職慰労金規程が整備されていないことも多いため、株主総会において具体的な退職慰労金を決議することが多いのが実情です。

（山添健志）



富士山旅行記

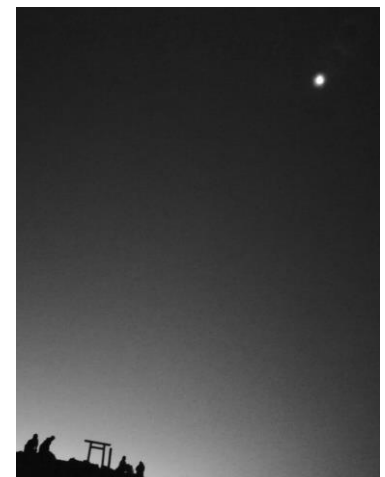
「日本一の山に登ろう！」夫の一言で今回の家族揃っての富士登山が始まりました。運動音痴な上に山登りの経験も無い私は、中1と小4の息子達が登れなくなった時の下山サポート要員のつもりでこの富士登山に挑みました。ところが息子達は意外と両親よりサクサク登り、結果私が一番足を引っ張ることに・・・(^_^) それでもなんとか家族全員で無事登頂し、きれいなご来光を見ることができました。

ご来光は神秘的で本当に感動ものでしたが、他にも高度が高くなると現れたふわふわの雲海、雲海に写った綺麗な富士山の形をした影（影富士というそうです）、そこにかかったドーナツ状の丸い虹、宿泊した山小屋からみた星空に静岡の夜景・・・すべて、行かないと見られなかった景色です。乗り気ではなく参加した私をサポートしてくれた夫、高山病にもめげずに頑張った子ども達、私たちの弱音を意に介さず（笑）ぐいぐい引っ張ってってくれたガイドさん、そして温かく私たちを迎え、色んな景色をみせてくれた富士山、全てに感謝の気持ちでいっぱいです。富士登山、夏休みのよい思い出が作れました(^)

（後藤葵）



雲海



早朝の山頂鳥居と月

ジシン本 出張ミニ講座のお誘い

大阪市北区の広報誌で、北区で想定されている大規模な災害に対して、日ごろからどのような準備をしておけばよいのかをピンポイントで学ぶミニ講座を出前してもらえると知り、早速、申し込みました。私たちと一緒に、勉強しませんか？ 240頁からなるガイドブック『大阪北区ジシン本』がもらえます！

開催日時 2019年11月7日(木) 15:00～16:00
開催場所 佐井司法書士法人フリールーム
募集人数 10名(受講料 無料)
内 容 ビデオ視聴と100均で集めた防災グッズ・持ち出し袋紹介
(内容は変更になる場合があります。)



参加を希望される方は、当事務所までお電話ください。

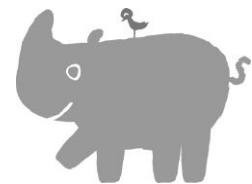
* 佐井司法書士法人は、「北区防災パートナー」に登録しています。



社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集しています。沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。塩山陽子様、北谷昇子様、豊永恵様、株式会社ディーアイエス 澤田隆之様、事務所ビル管理会社の太平ビルサービス様。ありがとうございました！ 確かにお預かりしました！

テミス通信 最後までご覧いただき、ありがとうございます。

- ・ 35年ほど前の預金、休眠預金を払い戻しました。当時、勤務していた辺りの銀行に預け、退職後そのままになっていたもので、無いものと思うには中途半端な残高でした。10年以上取引のない預金は、公益活動に活用される？ そんな法律ができたのは聞いていましたが、戸籍と住民票、運転免許証と銀行印を持参し、スムーズに対応してもらいました。休眠預金口座がありましたら、諦めずに問い合わせをなさってみてはいかがでしょうか。
- ・ 認知症の方の後見人をしています。足の具合が悪く、手術してもらった病院を受診することになりました。ところが、本人に心当たりのある病院名を聞いては受診をするのですが、「うちで手術はやっていません。やったところに行ってください。」と断られ、三軒目にしてようやく手術してもらった病院に辿り着きました。本人が忘れてしまっても手がかりになるもの、例えば、お薬手帳や診察券は大事に取っておかないといけないと知りました。そしていつも思うのですが、診断がつくまでがまたひと苦勞です。
- ・ 水出し緑茶をご存じですか。家でも事務所でも愛飲しています。苦みがなく、まろやかな風味で、ビタミンCもたっぷりです。紙パックに茶葉を入れて、冷水に浸し、1時間ほど待てば出来上がり。私は飲むだけなのですが、お薦めです！ (佐井恵子)



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号
TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <https://www.sai-shihou.jp>

ブ ロ グ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>